

生活保護業務に関するアンケート調査 集計表

- ①調査対象：政令指定都市（20自治体）および中核市（62自治体）
- ②調査期間：令和3年10月22日～11月18日
- ③有効回答数：63件（政令指定都市16件、中核市47件）
- ④有効回答率：76.8%（政令指定都市80.0%、中核市75.8%）

No.	大項目	中項目	小項目	調査内容	Q1 世帯の出現頻度			Q2 世帯の出現頻度（相対評価）			Q3 世帯の出現頻度・心理的負担感				
					01 0回 (エラー・ 無回答等)	01 平均	01 中央値	02 0回 (エラー・ 無回答等)	02 平均	02 中央値	03 0回 (エラー・ 無回答等)	03 平均	03 中央値		
1	新規(変更)	窓口での相談受付・申請受理	窓口での相談受付	面接に関する説明	面接担当者の職務や事務職業務、面接に関して必要な説明を行う	63	9.5	10	63	2.7	2	63	3.5	3	
2				主訴の聞き取り	相談者の主訴（生活課題・支援ニーズ）、生活課題を聞き取る 相談者、子ども、高齢者、障害者等に関する状況や課題を聞き取る 経済状況や収入、資産など、経済面の状況や課題について聞き取る 住まいの状況や暮らしなど、生活面の状況や課題について聞き取る	63	9.8	10	63	7.1	8	63	7.3	7	
3				相談・聞き取り内容の記録	相談や聞き取りしたことを記録にまとめる	63	9.9	10	63	5.5	6	63	5.0	5	
4				制度・申請手続き等の説明	状況の緊急性や優先度と生活保護申請要件を確認し、必要と考えられる場合、生活保護の申請手続や申請決定までのプロセス等を説明する	63	9.1	10	63	4.8	5	63	5.5	5	
5				申請受理	保護申請書及び世帯世帯主、収入申告書、給与証明書、家賃（借付）証明書、世帯主等を受審する	63	7.3	8	63	4.6	5	63	4.4	4	
6				保護決定（変更）のための調査	相談者より同居者や同一世帯の世帯主の有無を確認する（観察する） 同居の子どもがいる場合は、同居者より、子どもの教育、生活の状況や、教育にかかる費用、進学の手続き等について聞き取る 結婚・出産の意向や予定がある場合は、相談者より、その予定、状況や出産等にかかる費用の見込み額について聞き取る 病気や障害のある同居者がいる場合は、居宅訪問時に相談者の病気・障害等の状況や医療の受診状況、介護サービスの利用状況について聞き取る（観察する） 同居の高齢者がいる場合は、同居者より、高齢者の心身状況や生活状況について聞き取る	63	9.7	10	63	6.3	6	63	6.5	6	
7				扶養義務	相談者より扶養義務者の存在、扶養可能性を聞き取る	63	9.3	10	63	4.2	4	63	5.3	5	
8				経済状況①就労状況	相談者より、現在の本人、同居者の就労状況について聞き取る	63	9.5	10	63	4.2	4	63	4.7	5	
9				経済状況②収入	相談者より、収入源、収入額等について聞き取る 年金受給者の場合は、年金の種類や収入額、年金受給状況、年金額等について聞き取る 他受給者について聞き取る、世帯の状況や世帯主となる経費等を聞き取る	63	9.3	10	63	4.8	5	63	5.1	5	
10				経済状況③生活費用	相談者より、通常かかっている生活費、一時的に必要な費用等について聞き取る	63	8.5	10	63	4.0	4	63	4.6	5	
11				経済状況④資産	相談者より預貯金や資産の状況、活用（売却等）可否について聞き取る	63	9.0	10	63	4.3	4	63	5.0	5	
12				稼働能力①運転	本人より、就労や求職活動の意向、意欲を聞き取る（観察する）	63	7.7	9	63	4.3	5	63	5.3	5	
13				稼働能力②資格・資格等	本人より、学歴、職歴、保有している資格免許等に就労に際しての能力等を聞き取る	63	8.3	10	63	4.2	4	63	4.4	5	
14				稼働能力③疾病・障害	本人より、稼働の可否、病気・障害等の状況や、医療の受診状況・介護サービスの利用状況を確認する（観察する）	63	9.1	10	63	4.5	5	63	5.1	5	
15				生活状況①暮らしぶり	相談者より、日常生活の状況（食事、嗜好、生活リズム等）や子育ての状況を聞き取る	63	8.9	10	63	4.6	5	63	4.9	5	
16				生活状況②居住環境・住居費	相談者より、居住環境・居住費等について聞き取る	62	9.3	10	62	3.8	3	63	4.3	5	
17				他法他業活用状況	相談者より、現在利用している他法他業の制度、事業等について聞き取る	62	9.2	10	62	4.2	4	63	4.7	5	
18				相談内容の記録	相談者から聴取した内容を記録にまとめる	63	9.8	10	63	6.7	7	63	5.7	6	
19				世帯状況	居宅訪問し、同居者や同一世帯の有無を確認（観察）する 子どもがいる場合は、居宅訪問時に、相談者の教育、生活の状況を確認（観察）する 病気や障害のある同居者がいる場合は、居宅訪問時に相談者の病気・障害等の状況や医療の受診状況、介護サービスの利用状況について聞き取る（観察）する 同居の高齢者がいる場合は、同居者より、高齢者の心身状況や生活状況、介護サービスの利用状況について確認（観察）する	63	9.7	10	63	6.7	7	63	6.7	7	
20				経済状況①収入	居宅訪問時に、給与明細等の提出による収入状況を確認する	63	6.1	6	63	4.1	4	63	4.9	5	
21				経済状況②収入	居宅訪問時に、年金手帳・年金証書等を確認する	63	6.0	6	63	4.0	3	63	4.5	5	
22				経済状況③生活費用	居宅訪問時に、水光ガス等の請求書等の提出による月々の費用を確認する	63	5.2	4	62	3.4	3	62	4.4	5	
23				稼働能力②資格・資格等	居宅訪問時に、所有している資格・免許等を確認する	63	5.7	5	62	3.1	3	62	4.0	3.5	
24				生活状況①暮らしぶり	居宅訪問時に、日常生活の様子・暮らしぶりを確認（観察）する	63	9.6	10	63	4.5	5	63	5.4	5	
25				生活状況②居住環境・住居費	居宅訪問時に、居住費、居住環境を確認（観察）し、契約書等により収入、支出を確認（観察）する	63	8.1	10	63	3.9	4	63	4.4	5	
26				世帯状況	戸籍や住民基本台帳等を確認し、同居者や同一世帯者に関する情報を確認・精査する	63	9.3	10	63	4.3	4	63	3.6	3	
27				扶養義務	居宅訪問により扶養義務者の存在を確認し、扶養義務者があり、扶養義務履行の可能性がある場合は扶養の可否について該当事者に聞き取り、意思確認する	63	9.0	10	63	5.1	5	63	5.3	5	
28				経済状況①就労状況	居宅訪問により、就労の実態や収入の状況を確認・精査する	63	2.8	1	60	4.0	4	60	4.9	5	
29				経済状況②収入	居宅訪問を行い、収入申告書や実際の収入額が一致しているか確認・精査する	63	8.3	10	59	5.0	5	59	5.3	5	
30				経済状況③生活費用	居宅訪問時に、水光ガス等の請求書等の提出による月々の費用を確認する	63	7.8	10	63	4.2	4	63	3.9	4	
31				稼働能力①運転	金融機関に対し、保有口座や預貯金、不動産の有無等について調査を依頼する	63	9.5	10	63	4.5	4	63	3.7	3	
32				稼働能力②資格・資格等	法務局や固定資産税課に対し、不動産の保有状況・資産価値等について調査を依頼する	63	4.7	3	63	3.6	3	63	3.6	3	
33				稼働能力③疾病・障害	不動産鑑定士等に相談し、保有資産の価値や売却額（売却額）等を調査する	62	1.5	1	49	3.9	4	49	4.1	4	
34				他法他業活用	居宅訪問により行われている手当、給付金や受給者、実行制度等の利用状況・利用額を確認する	63	5.9	6	62	4.6	4	62	5.1	5	
35				他法他業活用	相談者より報告されている手当、給付金や受給者、実行制度等の利用状況・利用額を確認する	63	6.7	6	63	4.3	5	63	4.3	5	
36				保護費の算定	生活扶助・加算の算定	生活扶助及び特定世帯の加算を算定する	63	9.3	10	63	4.4	4	63	4.3	4
37				保護費の算定	住宅扶助基準額の算定	実際に支払っている家賃、地代をもとに、住宅扶助基準額を算定する	63	9.0	9	63	3.4	3	63	3.6	3
38				保護費の算定	教育扶助基準額の算定	保護世帯の子どもへの通学状況を踏まえ、教育扶助基準額・高等学校等就学費を算定する	63	3.6	3	63	3.7	3	63	4.0	4
39				保護費の算定	長期入院・外来患者に関する医療費を算定する	63	3.3	2	63	3.7	3	63	4.1	4	
40				保護費の算定	医療費にかかると医療費の見込額をもとに、要否判定に用いる医療費を算定する	63	5.0	4	63	4.2	4	63	4.3	4	
41				保護費の算定	介護サービスの利用にかかると費用の見込み額をもとに、要否判定に用いる介護費を算定する	63	3.9	3	63	4.0	4	63	4.2	4	
42				保護費の算定	妊娠・出産のために生じた費用（実費）をもとに、出産扶助額を算定する	63	1.7	1	57	3.8	4	57	4.4	5	
43				保護費の算定	就労に必要な技能の修得等にかかる費用（高等学校等就学費用を含む）を算定する	63	2.5	2	63	3.6	3	63	4.1	4	
44				保護費の算定	居宅にかかった費用（実費）をもとに、居宅扶助額を算定する	63	2.0	1	62	3.7	3	62	4.4	5	
45				保護費の算定	保護開始、出生、入学時などの際に、やむを得ず必要となった旅費、家具什器費・移送費・入学準備金、その他の費用（実費）をもとに、一時扶助額を算定する	63	3.9	3	63	4.2	4	63	4.5	5	
46				保護費の算定	収入から控除額（基礎控除、必要経費等）を差し引いた収入認定額を決定する	63	9.8	10	63	5.0	5	63	4.8	5	
47				保護費の算定	最低生活費と収入認定額をもとに、保護の要否及び保護費の金額を決定する	63	5.7	10	63	6.0	6	63	5.9	6	
48				保護費の算定	要否判定とその結果等を記録・報告する	63	9.2	10	63	6.0	6	63	5.8	6	
49				保護費の算定	申請者と保護開始決定を伝え、保護の程度を示した保護決定通知書を発行するとともに生活保護制度や被保護者の権利・義務について説明する	63	9.6	10	63	5.2	5	63	5.3	5	
50				保護費の算定	保護決定に基づき、医療費・裁判費・介護費等を納入し、決定する	63	7.5	8	61	4.1	3	61	3.7	3	
51				保護費の算定	申請者と支給開始までの生活の自立を促すことができるよう、活用可能な社会資源の説明や紹介を行う	63	6.6	9	62	4.4	4	62	4.8	5	
52				保護費の算定	申請者に申請取下を促し、引き続き生活に困難をきたす場合は相談・助言を行う旨を説明し、活用可能な社会資源や他法他業の説明や紹介を行う	62	1.9	1	59	4.3	4	59	6.5	7	
53				保護費の算定	聞き取り・調査結果等を踏まえ、生活の自立に向けて必要な支援・援助を検討し、援助方針を決定する	63	9.5	10	62	4.9	5	62	5.2	5	
54				保護費の算定	生活の自立に向け、求職活動や就労のための支援方針を決定する	63	4.5	4	62	4.6	5	62	5.0	5	
55				保護費の算定	保護費の算定状況の把握に向け、受診・治療・薬・日常的な健康管理・生活習慣の改善のための支援方針を決定する	63	5.6	5	62	4.0	4	62	4.6	5	
56				保護費の算定	毎支給日に保護費の支給を行う	63	9.1	10	63	4.2	4	63	4.8	5	
57				保護費の算定	援助方針に沿って、生活の自立に向けて必要な支援・援助を行う	63	9.8	10	63	6.2	6	63	6.3	6	
58				保護費の算定	援助方針に沿って、生活の自立に向け、求職活動や就労のための支援を行う	63	4.0	4	63	5.5	5	63	6.5	6	
59				保護費の算定	支援方針に沿って、被保護者の健康状態の把握に向け、受診・治療・薬・日常的な健康管理・生活習慣の改善のための支援を行う	63	4.6	4	62	4.6	5	62	5.7	5	
60				助言・指導等	一般的な助言・指導	保護費者に対して必要な助言を行う	63	8.4	10	63	5.5	5	62	6.5	6
61				助言・指導等	法27条の2に基づく助言	被保護者からの相談に応じて、必要な助言を行う（法27条の2）	63	5.6	5	63	5.1	5	63	6.8	7
62				助言・指導等	口頭指導	生活の維持・向上その他の保護の目的達成に必要な指導又は指示を口頭により行う（法27条）	63	3.7	3	63	4.9	5	63	7.6	8
63				助言・指導等	文書指導	生活の維持・向上その他の保護の目的達成に必要な指導又は指示を文書により行う（法27条）	63	2.0	1	63	5.2	5	63	8.1	8
64				生活状況の把握（モニタリング）	居宅訪問（定期訪問）	同居者や同一世帯の有無に变化がないか確認する（観察する） 子どもの教育、生活や、費用、進学予定に变化がないか確認する（観察する） 結婚・出産の意向、予定等に变化がないか確認する（観察する） 病気・障害等の状況や、医療の受診状況、介護サービスの利用状況に变化がないか確認する（観察する） 高齢者の心身状況や生活状況に变化がないか確認する（観察する） 稼働義務者の状況・就業可能性に变化がないか確認する（観察する） 本人、同居者の就労状況、求職活動の状況等に变化がないか確認する（観察する） 本人、同居者の収入（給与、事業収入等）に变化がないか確認する（観察する） 日常生活に变化がないか、一時的に必要経費が生じていないか確認する（観察する） 預貯金や資産の状況に变化がないか確認する（観察する） 日常生活（食事、嗜好、生活リズム、身だしなみ）に变化がないか確認する（観察する） 居宅生活（居住環境、住居費）に变化がないか確認する（観察する） 他法他業活用により行われる手当、給付金や受給等に变化がないか確認する（観察する）	63	9.8	10	63	7.8	8	63	7.4	8
65				異動に関する届出受理	定期訪問等の結果、保護の要否や程度に係る変更がある場合は、保護決定（入退院、入学・卒業、出生・死亡、転入等）について届出を受理する	63	4.2	3	63	3.9	3	63	4.6	5	
66				援助方針の見直し	自立に向けた援助方針について、必要に応じて適宜見直しを行う	63	7.5	10	63	4.3	4	63	4.5	5	
67				援助方針の見直し	保護費者の状況の変化等に応じて保護の停止または保護再開・決定する	63	2.4	2	63	5.2	5	63	6.1	6	
68				援助方針の見直し	保護の停止・廃止となることを保護費者に説明し、通知を送付する	63	2.7	2	63	3.6	3	63	5.7	6	
69				援助方針の見直し	保護の停止・廃止に伴い必要となる各制度の手続きや変更事項、不服申立制度等の説明、他法他業への引継ぎ等の支援を行う	63	2.5	2	63	4.2	4	63	6.3	6	
70				保護費の算定	保護の変更や停止・廃止に伴い、あるいは、申請・届出が不適当であったことにより、返還や徴収が生じた場合、返還金等の受け入れ・収納を行う	63	3.2	2	62	5.1	5	63	7.6	8	

生活保護業務に関するアンケート調査 集計表

- ①調査対象：政令指定都市（20自治体）および中核市（62自治体）
- ②調査期間：令和3年10月22日～11月18日
- ③有効回答数：63件（政令指定都市16件、中核市47件）
- ④有効回答率：76.8%（政令指定都市80.0%、中核市75.8%）

No.	大項目	中項目	小項目	項目	04 経済特性																			
					04-1 読解力が読みやすい書か		04-2 難読力を要する書か		04-3 読後感から読者の要する書か		04-4 明確のプレハブ型書か		04-5 読後感が高い書か		04-6 行政職員しか利用できない書か		04-7 専門知識・高度なノウハウが求められる書か							
					04-1 n数 (エラー、 無回答を除く)	「1」 「1」 「1」 の割合	04-2 n数 (エラー、 無回答を除く)	「1」 「1」 「1」 の割合	04-3 n数 (エラー、 無回答を除く)	「1」 「1」 「1」 の割合	04-4 n数 (エラー、 無回答を除く)	「1」 「1」 「1」 の割合	04-5 n数 (エラー、 無回答を除く)	「1」 「1」 「1」 の割合	04-6 n数 (エラー、 無回答を除く)	「1」 「1」 「1」 の割合	04-7 n数 (エラー、 無回答を除く)	「1」 「1」 「1」 の割合						
1	新規(変更)	窓口での相談受付・申請受理	窓口での相談受付	面接に関する説明	63	31.7	63	19.0	63	65.1	63	14.3	63	47.6	63	31.7	63	28.6	63	50.8	20.6			
2				主訴の聞き取り	61	47.5	63	46.0	63	87.3	61	62.3	63	98.4	62	58.1	63	47.6	63	49.2	3.2			
3				相談・聞き取り内容の記録	63	22.2	63	14.3	63	38.1	63	50.8	63	98.4	63	71.4	63	27.0	63	49.2	23.8			
4				制度・申請手続き等の説明	63	33.3	63	39.7	63	76.2	63	57.1	63	79.4	63	42.9	63	49.2	63	47.6	3.2			
5				申請受理	63	52.4	63	33.3	63	61.9	63	15.9	63	98.4	63	47.6	63	23.8	63	50.8	25.4			
6	保護決定(変更)のための調査		相談者からの聴取(一次情報収集)	世帯状況	63	61.9	63	55.6	63	88.9	62	54.8	63	95.2	62	45.2	63	38.1	63	54.0	7.9			
7				扶養義務	63	57.1	63	41.3	63	81.0	63	44.4	63	96.8	63	38.1	63	28.6	63	44.4	27.0			
8				経済状況①収入	63	61.9	63	39.7	63	81.0	63	33.3	63	88.9	63	33.3	63	23.8	63	50.8	25.4			
9				経済状況②支出	63	68.3	63	52.4	63	84.1	61	41.0	63	95.2	62	45.2	63	30.2	63	61.9	7.9			
10				経済状況③生活費	63	47.6	63	41.3	63	79.4	63	36.5	63	87.3	63	31.7	63	27.0	63	50.8	22.2			
11				経済状況④資産	63	69.8	63	50.8	63	79.4	63	39.7	63	95.2	63	36.5	63	28.6	63	55.6	15.9			
12				稼働能力①意識	63	58.7	63	52.4	63	81.0	63	42.9	63	76.2	63	28.6	63	27.0	63	54.0	19.0			
13				稼働能力②職歴・資格等	63	50.8	63	41.3	63	77.8	63	31.7	63	90.5	63	30.2	63	23.8	63	54.0	22.2			
14				稼働能力③疾病・障害	63	57.1	63	46.0	63	77.8	63	41.3	63	90.5	63	36.5	63	33.3	63	55.6	11.1			
15				生活状況①暮らしぶり	63	46.0	63	42.9	63	82.5	63	34.9	63	82.5	63	28.6	63	27.0	63	44.4	28.6			
16				生活状況②居住環境・住居費	63	54.0	63	39.7	63	69.8	63	36.5	63	82.5	63	28.6	63	23.8	63	46.0	30.2			
17				生活状況③就業状況	63	60.3	63	44.4	63	73.0	63	33.3	63	88.9	63	36.5	63	39.7	63	52.4	7.9			
18				相談内容の記録	63	31.7	63	27.0	62	35.5	63	50.8	63	93.7	63	66.7	63	30.2	63	47.6	22.2			
19				家庭訪問による状況確認		世帯状況	世帯状況	62	67.7	63	61.9	63	90.5	61	62.3	63	90.5	62	40.3	63	30.2	63	63.5	6.3
20							経済状況①収入	63	71.4	63	49.2	63	79.4	63	23.8	63	90.5	63	33.3	63	17.5	63	57.1	25.4
21							経済状況②支出	63	69.8	63	47.6	63	76.2	63	23.8	63	90.5	63	33.3	63	17.5	63	63.5	19.0
22							経済状況③生活費	63	41.3	63	39.7	63	77.8	63	25.4	63	85.7	63	30.2	63	15.9	63	47.6	36.5
23							稼働能力①意識	63	46.0	63	36.5	63	76.2	63	22.2	63	87.3	63	30.2	63	14.3	63	50.8	34.9
24	生活状況①暮らしぶり	63	58.7				63	39.7	63	85.7	63	47.6	63	81.0	63	30.2	63	20.6	63	52.4	27.0			
25	生活状況②居住環境・住居費	63	65.1				63	41.3	63	74.6	63	27.0	63	88.9	63	31.7	63	20.6	63	52.4	27.0			
26	調査・調査(情報の確認)	63	61.9				63	17.5	63	41.3	63	15.9	63	98.4	63	79.4	63	20.6	63	54.0	25.4			
27	扶養義務	63	54.0				63	34.9	63	61.9	63	47.6	63	98.4	63	74.6	63	30.2	63	50.8	19.0			
28	経済状況①収入	63	65.1				63	30.2	63	54.0	63	22.2	63	96.8	63	60.3	63	17.5	63	54.0	28.6			
29	経済状況②支出	63	71.4	63	22.2	63	41.3	63	22.2	63	100.0	63	77.8	63	17.5	63	65.1	17.5						
30	経済状況③生活費	63	63.5	63	19.0	63	39.7	63	14.3	63	98.4	63	69.8	63	22.2	63	58.7	19.0						
31	経済状況④資産	63	65.7	63	15.9	63	36.5	63	15.9	63	100.0	63	69.8	63	12.7	63	58.7	28.6						
32	稼働能力①意識	63	65.1	63	14.3	63	38.1	63	14.3	63	98.4	63	65.1	63	15.9	63	60.3	23.8						
33	稼働能力②職歴・資格等	61	52.5	61	14.8	61	36.1	61	13.1	61	95.1	61	57.4	61	14.8	61	68.9	16.4						
34	稼働能力③疾病・障害	63	68.3	63	25.4	63	44.4	63	31.7	63	98.4	63	58.7	63	27.0	63	54.0	19.0						
35	他施策実用	63	68.3	63	27.0	63	49.2	63	14.3	63	95.2	63	63.5	63	22.2	63	60.3	17.5						
36	保護費の算定		最低生活費の算定	生活扶助・加算の算定	63	47.6	63	15.9	63	31.7	63	27.0	63	84.1	63	77.8	63	28.6	63	61.9	9.5			
37				住宅扶助基準額の算定	63	47.6	63	15.9	63	31.7	63	19.0	63	82.5	63	74.6	63	27.0	63	55.6	17.5			
38				教育扶助基準額の算定	63	44.4	63	20.6	63	34.9	63	23.8	63	84.1	63	76.2	63	27.0	63	58.7	14.3			
39				医療扶助に係る算定	63	47.6	63	27.0	63	38.1	63	30.2	63	85.7	63	69.8	63	33.3	63	52.4	14.3			
40				医療扶助の算定	63	44.4	63	17.5	63	31.7	63	25.4	63	84.1	63	73.0	63	34.9	63	50.8	14.3			
41				介護扶助の算定	63	44.4	63	17.5	63	31.7	63	27.0	63	84.1	63	73.0	63	36.5	63	49.2	14.3			
42				出産扶助の算定	63	41.3	63	15.9	63	36.5	63	22.2	63	81.0	63	73.0	63	31.7	63	50.8	17.5			
43				生業扶助の算定	63	44.4	63	17.5	63	38.1	63	30.2	63	81.0	63	71.4	63	31.7	63	52.4	15.9			
44				葬祭扶助の算定	63	42.9	63	15.9	63	34.9	63	22.2	63	81.0	63	71.4	63	27.0	63	55.6	17.5			
45				一時扶助の算定	63	46.0	63	23.8	63	38.1	63	34.9	63	81.0	63	71.4	62	29.0	63	59.7	11.3			
46				収入認定	63	50.8	63	23.8	63	39.7	63	28.6	63	84.1	63	77.8	63	31.7	63	49.2	19.0			
47	要否判定・保護の決定		保護決定	保護決定	63	54.0	63	17.5	63	36.5	63	27.0	63	85.7	63	81.0	63	36.5	63	49.2	14.3			
48				判定結果の記録	63	42.9	63	20.6	63	36.5	63	23.8	63	88.9	63	73.0	63	33.3	63	50.8	15.9			
49				保護開始の通知	63	58.7	63	61.9	63	68.3	63	25.4	63	92.1	63	76.2	63	39.7	63	46.0	14.3			
50				医療等への転送 滞り難い施設から若狭施設を切り離して行う場合、外部委託可	63	30.2	63	12.7	63	30.2	63	9.5	63	93.7	63	71.4	63	11.1	63	47.6	41.3			
51			支給開始までの支援	支給開始までの支援	63	36.5	63	55.6	63	71.4	63	50.8	63	65.1	63	39.7	63	41.3	63	54.0	4.8			
52				申請却下	申請却下の通知	63	58.7	63	66.7	63	69.8	63	38.1	63	85.7	63	57.1	63	46.0	63	47.6	6.3		
53				援助方針の算定	(全般)	63	52.4	63	55.6	63	55.6	63	65.1	63	82.5	63	63.5	63	41.3	63	54.0	4.8		
54			健康管理支援	就労支援	63	52.4	63	58.7	63	54.0	63	63.5	62	83.9	63	60.3	63	36.5	63	58.7	4.8			
55				健康管理支援	63	42.9	62	54.8	63	55.6	63	60.3	63	85.7	63	63.5	63	34.9	63	60.3	4.8			
56				継続	保護費の支給	63	61.9	63	38.1	63	57.1	63	19.0	63	88.9	63	79.4	63	20.6	63	41.3	38.1		
57			援助方針に基づく支援の実施	(全般)	63	69.8	63	90.5	63	90.5	63	73.0	63	84.1	63	54.0	63	39.7	63	54.0	6.3			
58				就労支援	※外部委託可	63	68.3	63	92.1	63	96.8	63	71.4	63	82.5	63	46.0	63	36.5	63	57.1	6.3		
59				健康管理支援	※外部委託可	63	58.7	63	87.3	63	96.8	63	61.9	63	85.7	63	55.6	63	41.3	63	54.0	4.8		
60			助言・指導等	一般的な助言・指導	63	68.3	63	90.5	63	100.0	63	71.4	63	76.2	63	47.6	63	36.5	63	54.0	9.5			
61				法27条の2に基づく助言	63	71.4	63	93.7	63	98.4	63	66.7	63	79.4	63	50.8	63	41.3	63	52.4	6.3			
62				口頭指導	63	90.5	63	96.8	63	88.9	63	57.1	63	85.7	63	54.0	63	44.4	63	50.8	4.8			